

中信キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金のほか、利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。）および貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。ただし法人カードは貯蓄預金及び総合口座取引の普通預金を含みません。

- ①当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（法人カードは、都市銀行等が加盟するM I C S加盟の金融機関および（株）セブン銀行は除きます。以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預入支払機（以下「A T M」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合。
- ②当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（法人カードは、都市銀行等が加盟するM I C S加盟の金融機関および（株）セブン銀行は除きます。以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（以下「C D」といいます。）またはA T M（以下C DとA T Mを合わせて「自動機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。
- ③当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）のA T M（自動振込機を含みます。以下同じです。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- ④当金庫のA T Mを使用して預金を払戻し、同時にその払戻金を普通預金（払戻口座を除きます。）、当座預金、貯蓄預金（払戻口座を除きます。）、通帳式定期預金（総合口座定期預金含む）、積立定期預金、または定期積金（法人カードは、貯蓄預金、総合口座定期預金を除きます。）に預入れる（以下この取扱いを「振替」といいます。）場合。但し、定期預金については、成年擬制取引先を除き未成年者口座は取扱いできません。
- ⑤その他、当金庫所定の取引をする場合。
- ⑥デビットカードの取扱いについては、「デビットカード取引規定」によりご利用ください。

2. (A T Mによる預金の預入れ)

- (1) A T Mを使用して預金に預入れをする場合には、A T Mの画面表示等の操作手順に従って、A T Mにカード（または通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) A T Mによる預入れは、A T Mの機種により、当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (自動機による預金の払戻し)

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第8条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が口座の払戻可能額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (A T Mによる振込)

- (1) A T Mを使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、A T Mの画面表示等の操作手順に従って、A T Mにカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。

5. (A T Mによる振替)

- (1) 当金庫のATMを使用して振替をする場合は、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMに払戻口座のカードおよび入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証番号と振替金額を入力してください。この場合払戻口座の通帳、払戻請求書および入金口座の入金票の提出は必要ありません。
 - (2) 前項の操作においては、ATMの画面に表示された振替依頼の内容等を確認のうえ操作手順に従って確認操作をしてください。確認操作された後は、ATMによる振替の訂正・取消はできません。訂正・取消が必要な場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。
 - (3) ATMによる1回あたりの振替は当金庫所定の金額の範囲内とし、次の単位で取扱います。
 - ①普通預金、当座預金、貯蓄預金は1円単位とします。
 - ②定期預金は100円以上1円単位とします。(但し、総合口座定期預金は1万円以上1円単位)
 - ③積立定期預金は100円以上1円単位とします。
 - ④定期積金は1千円以上千円単位とします。
- 6. (ATMによる定期預金満期払戻予約)**
- (1) 当金庫のATMを使用して通帳式定期預金(総合口座定期預金を含みます。)の満期払戻予約を行う場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMに払戻す定期預金の明細が記載された通帳および入金する普通預金等のカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書および入金票の提出は必要ありません。満期日に指定された定期預金を自動的に払戻し、指定された普通預金等に元利金を入金します。なお、入金できる普通預金等には制限があり、一部取扱いできない場合もあります。
 - (2) 定期預金満期払戻予約ができる定期預金は当金庫が定めるものとします。
 - (3) 定期預金満期払戻予約は、定期預金の満期日の前営業日の前日までに行ってください。
- 7. (カードによる1日あたりの預金の払戻し、および1ヶ月あたりの預金の払戻し)**
- (1) 当金庫および支払提携先の自動機を使用したカードによる1日あたりの預金払戻額および1ヶ月あたりの預金払戻額は、口座番号ごとに定めるものとします。預金払戻額の定めは、当規定第3条の払戻額、第4条の振込に係る払戻額の1日合計額および1ヶ月合計額の全てを合計し、その額が当金庫所定の金額の範囲内であることとします。
 - (2) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の自動機による1日あたりの払戻しおよび1ヶ月あたりの払戻しについて、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- 8. (自動機利用手数料等)**
- (1) ATMを使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定のATMの利用に関する手数料をいただきます。
 - (2) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定の自動機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
 - (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
 - (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。
- 9. (代理人による預金の預入れ・払戻し・振替および振込)**
- (1) 代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻し・振替および振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届け出てください。この場合当金庫は代理人のためのカードを発行します。なお、法人カードは代理人カードを発行できません。
 - (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は、払戻しの預金口座名義となるほか、本人カードの扱いに準じます。
 - (3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

10. (自動機の故障時等の取扱い)

- (1) 停電・故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。
- (2) 停電・故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前記第1項、第2項による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名(法人カードの場合は、法人名、代表者名)、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名(法人カードの場合は、法人名、代表者名)、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電・故障等によりATMによる振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

11. (カードによる預入れ・払戻金額等の通帳記入等)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫のATMで使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、前10条に基づき窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、預入れまたは払戻した金額とは別に、自動機利用手数料金額、および振込手数料金額はそのおのおの金額を通帳に記入します。

12. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) カードは、他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

13. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合、または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

14. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用されて生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①カードの盗難に気づいてから、すみやかに当金庫への通知が行われていること。
 - ②当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - ③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した

場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。

①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

A. 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合。

B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合。

C. 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随してカードが盗難にあった場合。

15. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合、または氏名（法人カードの場合は、法人名、代表者名）、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

16. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

17. (自動機への誤入力等)

(1) 自動機の使用に際し、金額などの誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先、支払提携先、振込提携先の自動機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。

(2) 第10条に基づき、カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

18. (解約、カードの利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却して下さい。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却して下さい。なお、未処理取引がある場合は、その処理が終了するまで、解約を延期させていただく場合があります。

(2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫から請求がありしだい直ちにカードを当店に返却して下さい。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、利用停止する理由がなく、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①第19条に定める規定に違反した場合。

②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途定める一定の期間が経過した場合。

③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合。

④犯罪被害防止のために当金庫が必要と判断した場合。

この場合は、利用停止または一部機能の停止となります。

19. (譲渡・質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

20. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫の預金共通規定、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、当座

勘定規定、定期預金規定、積立定期預金規定、定期積金規定、および振込規定により取扱います。

以上

中信ICキャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、一般社団法人全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当金庫所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「中信キャッシュカード規定」の一部を構成するとともに、同規定と一体として扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては、「中信キャッシュカード規定」が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される用語は、この特約において定義されるもののほかは、「中信キャッシュカード規定」の定義に従います。

2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能なATM、CDその他端末（以下、「ICキャッシュカード対応自動機等」といいます。）を利用する場合に、提供されます。

3. (ICキャッシュカードの利用)

「中信キャッシュカード規定」第1条に定める預入提携先、支払提携先、振込提携先のうち、一部の預入提携先、支払提携先、振込提携先において、提携先の都合によりICキャッシュカードの利用ができないATMまたはCDを設置している場合があります。この場合、当該ATMまたはCDではICチップ提供機能を利用しない取引となります。

4. (ICキャッシュカードによる1日あたりの払戻限度額、および1ヶ月あたりの払戻限度額)

当金庫および支払提携先の自動機を使用した1日あたりの払戻限度額および1ヶ月あたりの払戻限度額について、ICチップ提供機能を利用した払戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

5. (ICキャッシュカード対応自動機等の故障時の取扱い)

ICキャッシュカード対応自動機等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

6. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応自動機等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当金庫所定の手続にしたがって、すみやかに当金庫にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応自動機等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

以上

(平成29年11月1日改定)